

第4章

だれもが安心して暮らせる思いやりのあるまち

【福祉と健康】

- 1 地域福祉
- 2 高齢者福祉
- 3 子ども家庭福祉
- 4 障がい者福祉
- 5 健康・医療

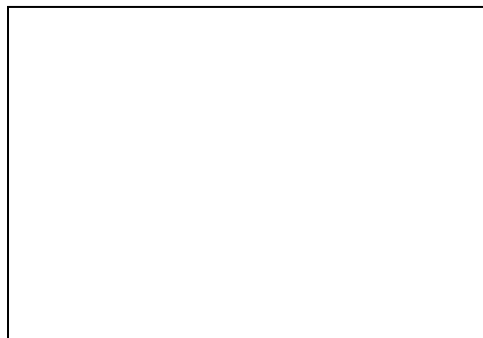
1 地域福祉

■ 現況と課題

市民生活を支えるものとして、ライフステージにあわせた地域における「新たな支え合い」が求められています。また、地域社会のセーフティネット*として、低所得者の自立と福祉を向上させていくことも要望されています。

私たち*の住む小金井市では、民生委員*・児童委員*の活動の充実と社会福祉協議会と連携を図るとともに、平成15年に福祉オンブズマン制度*を整備して、地域福祉の向上に努めてきました。また、低所得者福祉の推進を図るため、国・東京都の施策*に協力し、相談体制の充実を図っています。

今後は、制度などの枠組みを超えて総合的、横断的、計画的に地域福祉施策を計画的に推進するとともに、福祉会館の耐震化、福祉オンブズマンの利用促進を図り、社会福祉協議会や各種団体・NPO*との協働*による日常生活圏域での地域ケアネットワークの構築が課題となっています。また、低所得者福祉では、自立に向けて、心身共にサポートを図ることが必要とされています。



■ 施策の方向性

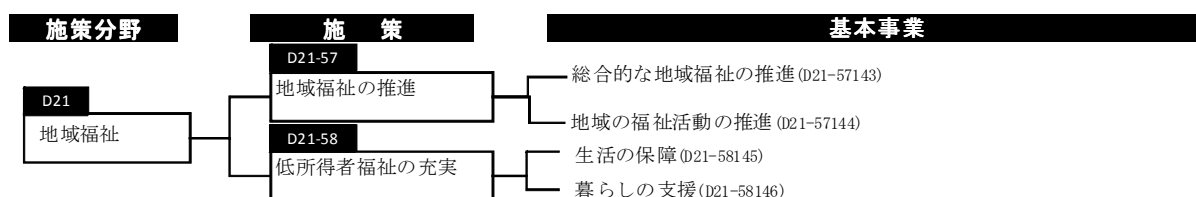
すべての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、誰もが安心して暮らせる助け合いのまちづくりを目指して総合的な地域福祉の推進を図り、福祉活動の拠点である福祉会館の整備、社会福祉協議会など各種団体との連携・協働*を推進します。

生活困窮者に対しては、心身共にサポートし、保護して適切な支援を行うとともに、就労などの自立の支援を進め、福祉の向上を図ります。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
（仮称）保健福祉総合計画の達成率	—	80.0%
福祉会館の利用人数	54,385 人	65,300 人
就労支援件数	86 件	維持

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
（仮称）保健福祉総合計画の策定と推進	検討	推進	→	→	→	
福祉会館の整備	推進	→	→	→	→	
被保護者自立支援プログラム事業の充実	充実	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 地域福祉の推進

（1）総合的な地域福祉の推進

【新】（仮称）保健福祉総合計画を策定し、誰もが安心して暮らせる助け合いのまちづくりのため、地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図ります。

- ・ あらゆる福祉サービスの苦情・意見を受け付けられる福祉オンブズマン制度*の活用により、福祉サービスの総合的・横断的な改善を図ります。

（2）地域の福祉活動の推進

【新】地域の福祉活動の拠点である福祉会館の耐震化を推進し、更なる活用を図ります。

- ・ 社会福祉協議会などの活動を支援するとともに、民生委員*・児童委員*や各種団体とも連携・協働*して、各種の福祉活動を推進します。

2 低所得者福祉の充実

(1) 生活の保障

- ・ すべての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度に基づいて適切な支援を行うとともに、就労支援などの自立支援を推進します。
- ・ 国・東京都に対し、社会経済情勢の変化や地域の生活実態をふまえた柔軟な保護制度の整備・充実を要請します。
- ・ 準要保護世帯に対しては、社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金・緊急福祉資金貸付制度、相談業務の充実を図ります。

(2) 暮らしの支援

- ・ 生活実態に即した支援を充実します。
- ・ 低所得者の生活の自立に向けた相談・指導体制を充実します。

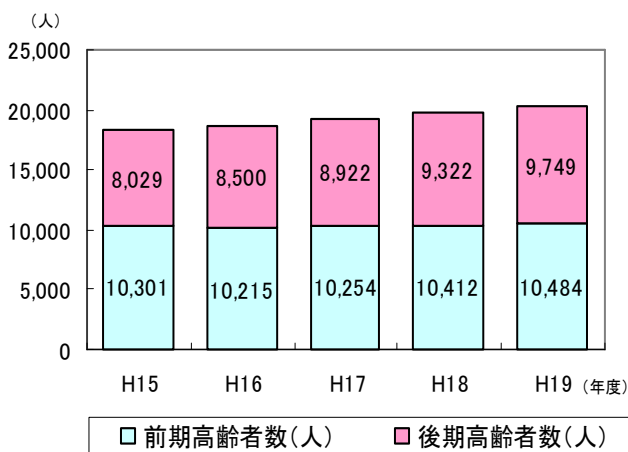
2 高齢者福祉

■ 現況と課題

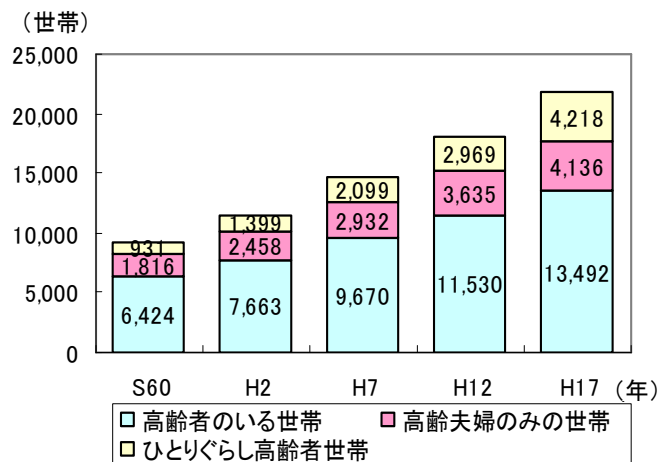
近年では、他の分野の充実を求める声にやや押される形となっていますが、高齢化が一層進む中で、高齢者福祉の更なる充実は変わらず強く求められています。

私たち*の住む小金井市では、高齢者の生きがいづくりを進めるとともに、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画に基づいて、認知症サポーター*の養成、地域包括支援センターの整備、「小金井さくら体操」（小金井市介護予防体操）の充実、地域密着型サービスの整備などを進めてきました。シルバー人材センターへの加入率や市民の平均寿命の長さは全国でもトップクラスとなっています。

今後は、生きがいづくりから一步進めて、高齢者を地域活性化に貢献する人材として活躍の場づくりを進めるとともに、予防重視型のシステムの確立を進め、地域に密着した介護基盤の整備や地域包括ケアの充実などを図ることが課題となっています。



前期高齢者数・後期高齢者数の推移



高齢者世帯数の推移

■ 施策の方向性

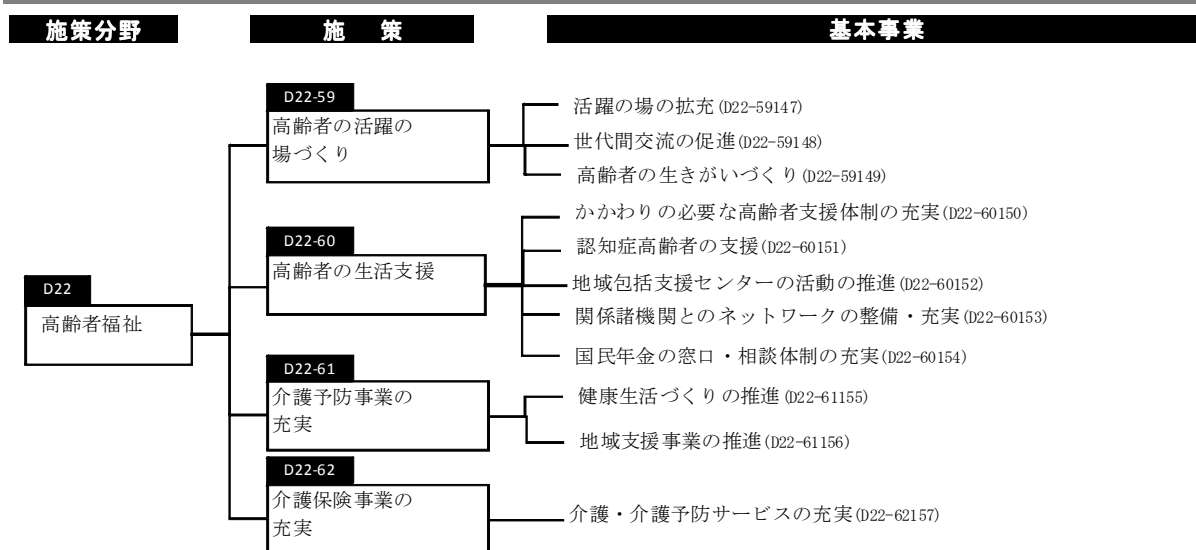
元気な高齢者が社会に積極的に参加できるよう、活躍の場の拡充や世代間交流の促進を図るとともに、高齢者の安心・生活支援のため、身近な場所での相談体制やかかわりの必要な高齢者への支援体制の充実、関係諸機関とのネットワークの整備を推進します。

また、高齢者ができる限り元気に暮らせるよう、高齢者自身の参加による「小金井さくら体操」（小金井市介護予防体操）などの健康づくりや地域で支え合う仕組みづくりを進めるとともに、支援や介護が必要となった高齢者には、状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、社会全体で支える体制を整える介護保険事業の充実を図ります。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
高齢者のいきいき活動 参加延べ人数	2,196 人	2,600 人
認知症サポーター*数	102 人	4,000 人
小金井さくら体操の参加者数	150 人	500 人
地域密着型サービス事業所数	24 か所	30 か所

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
高齢者いきいき活動*の推進	充実	→	→	→	→	
認知症*高齢者の支援	拡充	→	→	→	→	
介護予防事業プログラムの充実	充実	→	→	→	→	
地域に密着したサービスの基盤整備	充実	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 高齢者の活躍の場づくり

(1) 活躍の場の拡充

- ・ 関係機関と連携し、就労を望む高齢者の適性と能力に応じた就労の場の拡充を図ります。
- ・ 高齢者の能力や知識・経験をいかした就労の場として、シルバー人材センター事業の拡充

を支援し、仕事の発注を拡大するとともに、活動拠点の整備を図ります。

- ・ 高齢者が積極的に地域活動に参加できるよう、ボランティアを求めている団体などの情報提供の充実を図ります。

(2) 世代間交流の促進

【拡】高齢者が知識や経験をいかし、地域社会の担い手として、放課後子ども教室など、他世代とともに活動できる様々な場と機会の充実を図ります。

(3) 高齢者の生きがいづくり

- ・ 老人クラブなど、地域に根差した高齢者の生きがい活動を支援し、活性化を図ります。
- ・ 高齢者の健康増進と仲間づくりを進めるため、市民農園との調整を図りながら、高齢者(いきいき)農園事業を充実します。

2 高齢者の生活支援

(1) かかわりの必要な高齢者支援体制の充実

- ・ 軽度生活援助事業、食の自立支援事業、緊急ショートステイ*事業など介護保険の対象とされない事業についても介護予防の観点からサービスを見直します。
- ・ ひとり暮らし高齢者などの安心・安全を確保するため、地域で活動している民生委員*や社会福祉協議会との連携を深め、地域の情報が提供できる仕組みづくりを推進します。

(2) 認知症高齢者の支援

- ・ 早期の診断対応から始まる継続的な地域支援の体制づくりや地域住民全体に認知症*に関する正しい知識と理解が浸透するよう情報を提供します。

(3) 地域包括支援センターの活動の推進

- ・ 地域包括支援センターを地域の高齢者の心身の健康の保持、医療・保健・福祉の向上、介護予防の推進、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う拠点として、充実を図ります。

(4) 関係諸機関とのネットワークの整備・充実

- ・ 市内を中央線と小金井街道を機軸に北東部、北西部、南東部、南西部の4つの日常生活圏に分け、各種サービスの基盤を整備します。また、日常生活圏域ごとの地域包括支援センターなどの公的なサービスと社会福祉協議会を核とする民間団体、ボランティアなどが連携をとって、地域で支援する人材の養成、登録体制、サービス提供体制を整備します。
- ・ 高齢者の虐待防止、成年後見制度*の活用など高齢者の権利擁護を適切に行うため、権利擁護センターなどの関係機関との連携協力体制を整備します。

(5) 国民年金の窓口・相談体制の充実

- ・ 日本年金機構と連携しつつ、安心して年金を受けられるようにするため、国民年金の窓口・相談体制の充実を図ります。

3 介護予防事業の充実

(1) 健康生活づくりの推進

- ・ 加齢による身体機能や生活機能の低下を防止し、疾病の予防と早期発見及び健康づくりのため、生活機能評価健診の活用、かかりつけ医との連携の強化及び各種健康相談事業の充実を図ります。

【新】介護予防策の一環として「小金井さくら体操」（小金井市介護予防体操）を充実し、地域で取り組む介護予防の充実を推進します。

(2) 地域支援事業の推進

- ・ 保健・医療・福祉が連携し、機能訓練などの健康増進事業、虚弱高齢者を対象とした転倒予防、認知症*予防などの介護予防事業を統合して行う地域支援事業を推進します。

4 介護保険事業の充実

(1) 介護・介護予防サービスの充実

- ・ 高齢者のニーズにあった介護サービスの基盤整備や第三者評価制度を活用したサービス情報の提供に努めます。
- ・ 身近な日常生活圏域に、グループホーム*などの地域に密着したサービスの基盤整備に努めます。
- ・ 介護保険事業を、予防重視型システムへ転換し、効果的な介護予防サービスを提供します。
- ・ 市民、サービス事業者、学識経験者で構成する介護保険運営協議会を充実し、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。
- ・ やすらぎ支援事業*やショートステイ*など、介護をしている家族の負担を軽減するための事業・サービスの充実を図ります。

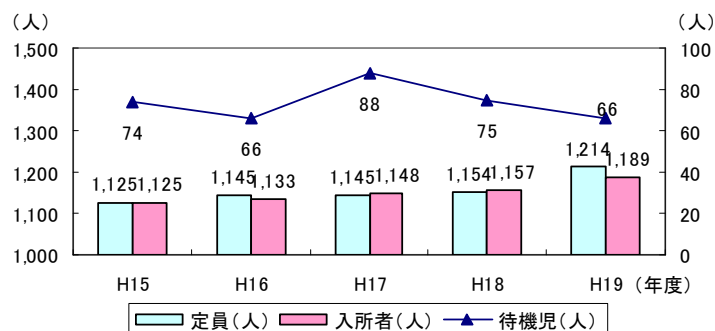
3 子ども家庭福祉

■ 現況と課題

近年、子育て支援について急速に関心が高まっており、従来からの子育て支援とともに、様々な支援が求められています。少子化の進展に伴い、子育て家庭支援については強く改善が求められています。

私たち*の住む小金井市では、平成19年に子ども家庭支援センターを「先駆型子ども家庭支援センター」に移行させたほか、保育所の拡充・整備や児童館機能を活用した子育てひろばの運営、適正な規模での学童保育を推進するための学童保育所の整備など、子育てを支援する環境の質の向上に努めてきました。しかし、合計特殊出生率*が東京都平均を下回る一方、保育所の待機児童*数が91人（平成22年4月）となっています。

少子化の原因にはワーク・ライフ・バランス*などの要因も絡み、他の施策*も含めて考えていく必要がありますが、今後も待機児童*の解消など子育て支援策を充実させるとともに、地域が一体となって子育てを支援する体制を整備し、「小金井市で子育てをしたい」という人々を増やしていくことが重要です。



保育所待機児童*数の推移

■ 施策の方向性

出生率*や年少人口比率*の低下を改善させることは緊急の課題であり、待機児童*の解消など、保護者や子どもたちのニーズに合った保育サービスの拡充及び人材の育成、ひとり親家庭を含めた経済的支援や発達支援を含めた相談体制・情報提供などの充実を図り、だれもが安心して子育てができるよう、子育て家庭の支援を進めます。

子どもの健やかな成長のために、子どもの権利が守られ、子どもが様々な体験と仲間づくりができる場や機会の拡大を図り、子どもの自主性と社会性をはぐくむ子育てを支援します。また、学校、図書館、児童館、学童保育所や保育所などの施設の活用を推進するとともに、地域との連携などにより、子育て・子育て環境の充実と、家庭の安全で安心な環境づくりを推進します。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
のびゆくこどもプランの達成率	—	80.0%
児童館数	4 館	5 館
待機児童*数	87 人	0 人
学童保育の定員数	540 人	740 人
母子自立支援プログラムの就労支援決定者数	8 人	12 人
発達支援センターの整備状況	0 か所	1 か所
子育て支援ネットワークの参加団体数	12 団体	40 団体

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
のびゆくこどもプランの推進	推進	→	→	→	→	
一小・南小地区児童館の整備	推進	→	→	→	→	
けやき保育園・ピノキオ幼児園の移転	検討	整備	(開園)			
定員増に向けた学童保育所の整備	推進	→	→	→	→	
母子自立支援プログラム策定事業の充実	充実	→	→	→	→	→
発達支援センターの整備	検討	→	推進	→	→	
子育て支援ネットワークの充実	充実	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 子育て支援

(1) 総合的な子ども家庭福祉の推進

- ・ 「のびゆくこどもプラン 小金井」(次世代育成支援行動計画)に基づき、子どもの幸福を第一として、子育て・子育ての環境を整備します。
- ・ 子育て・子育て支援の総合的施策*の推進に向けて、横断的な推進体制の強化を図ります。

(2) 子どもの権利が尊重される社会づくり

【拡】平成元年に国連で採択された子どもの権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が十分尊重され、健やかに成長する地域社会の土台づくりとして子どもの権利に関する条例が策定されたことに伴い、普及などに努めます。

- ・ 不登校やいじめ、虐待などに対しては、関係機関との連携を強化し、地域とともに健全育成を推進します。
- ・ 子どもが抱えている様々な問題解決のため、子ども自身が気軽に相談できるよう体制の整備を推進します。

(3) 子どもの豊かな体験と仲間づくりの支援

- ・ 子どもの豊かな体験づくりに向けて、豊かな自然環境などをいかした遊びと学びの機会づくりを推進します。

【拡】子どもの体験事業やボランティア体験など、子どもの自立をはぐくむ体験活動の充実を図ります。

【拡】子どもの居場所と交流の場を確保するため、児童館の整備を図るとともに、児童館などの利用時間の延長や施設などの充実を推進します。

- ・ 親子の遊び場を提供し、交流を促進するため、子ども家庭支援センターなどでのひろば事業などの充実を図ります。

【拡】小学校の校庭及び保育所・学童保育所などの開放や公園の整備などを進め、子どもが安心して集える遊び場の充実を図ります。

- ・ 公共施設や民間施設を利用して、中高生などの青少年のスポーツ活動や音楽活動などの場を確保します。

2 子育て家庭の支援

(1) 保育サービスの拡充

【拡】認可保育所*、認証保育所*の計画的な拡充を図るとともに、保育室*、家庭福祉員*（保育ママ*）の保育環境の充実に努め、待機児解消を図ります。

【拡】多様化する保育ニーズへの対応を図るため、保育時間の更なる延長、病児・病後児保育*、夜間保育、休日保育など保育サービスの充実を検討します。また、安全でおいしく栄養バランスの取れた給食及び食育を充実します。

【拡】子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保のために、保育園における相談体制、情報提供や人材の育成などの充実を図ります。

【拡】学童保育所を整備して必要に応じて定員の増加に努めるとともに、利用時間の延長など、安心して預けられる学童保育の拡充を図ります。

【拡】育児休業制度の充実や事業所内の保育施設の併設など、職場における子育て環境の整備を事業所に働きかけていきます。

(2) 経済的支援の充実

- ・ 子育て家庭に対する子ども手当・子どもの医療費助成などの充実を図り、子どもを産み育てるために必要な経済的負担を軽減する施策*を推進します。
- ・ 母子福祉資金の貸付制度などの経済的援助を、母子・父子共通の制度とするよう国や東京都に要望していきます。
- ・ ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、各種手当の継続などの支援とともに特に母子家庭の母の就労に向けた支援を充実します。

(3) 相談体制・情報提供などの充実

- ・ 心身ともに健康な母親と、子どもの出生と育成のため、健康診査の実施や相談事業などの母子保健事業を充実します。
- ・ すべての子育て家庭に向けた情報提供、子育てや子育てに関する相談体制、子育ての仲間づくりの場、学習の機会を充実させるための取組をします。
- ・ ひとり親家庭や障がい児を抱える家庭など子育て、子育てに困難を抱える家庭が、安心して子育てができるよう、個々の家庭の状況に応じて、きめ細やかな配慮と支援が受けられるよう努めます。

【新】発達相談など子育て相談機能の充実を図り、体制の整備も含め子育てと子育ての支援の充実を図ります。

3 地域の子育ち・子育て環境の充実

(1) 安心して子育てできる環境整備

- ・ 子どもが地域のおとな、高齢者などと交流できる場の提供や活動に対する支援を推進します。
- ・ 風俗店の看板や有害図書、薬物などの犯罪や非行の誘惑のない、子どもや青少年が健やかに育つことのできる地域環境づくりを推進します。

(2) 地域との連携強化

- ・ 子育て家庭や子育てグループ、子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関など、子育てを支援する地域のネットワークの充実を図ります。
- ・ 子育てや青少年の健全育成を目指すNPO*や市民団体の活動を支援し、活動への市民の利用及びボランティアとして参加を促進します。

4 障がい者福祉

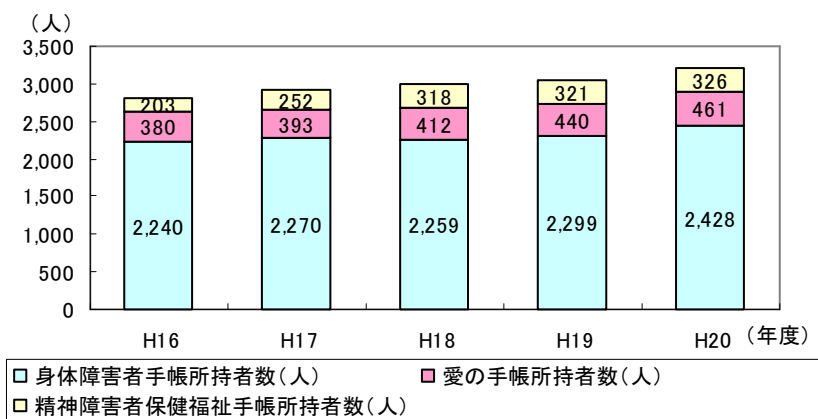
■ 現況と課題

障がいのある人を取り巻く社会情勢、環境などライフスタイルの多様化が進み、地域における自立した生活や社会参加に対する充実は、幅広い市民から求められています。

私たち*の住む小金井市では、平成18年の障害者自立支援法施行に対応した身体・知的・精神の障がい者福祉サービスの充実を図り、平成19年12月に障害者就労支援センター エンジョイワーク・こころを開設するとともに、平成20年度に障害者計画を改訂し、障がいのある人が地域で生活できるための支援体制の充実や、サービス利用に結びついていない人に対する支援の充実などを進めてきました。

障害者手帳の所持者数は増加傾向にある中で、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症といった新たな障がいへの支援策確立が課題となっています。また、障がいのある人が地域の人々と共に、人格と個性を尊重して支え合いながら暮らしていけるノーマライゼーション*の推進がますます必要になっています。

※この基本計画では「障がい」としていますが、法律名など固有名詞となっているものは「障害」としています。



障害者手帳所持者数の推移

■ 施策の方向性

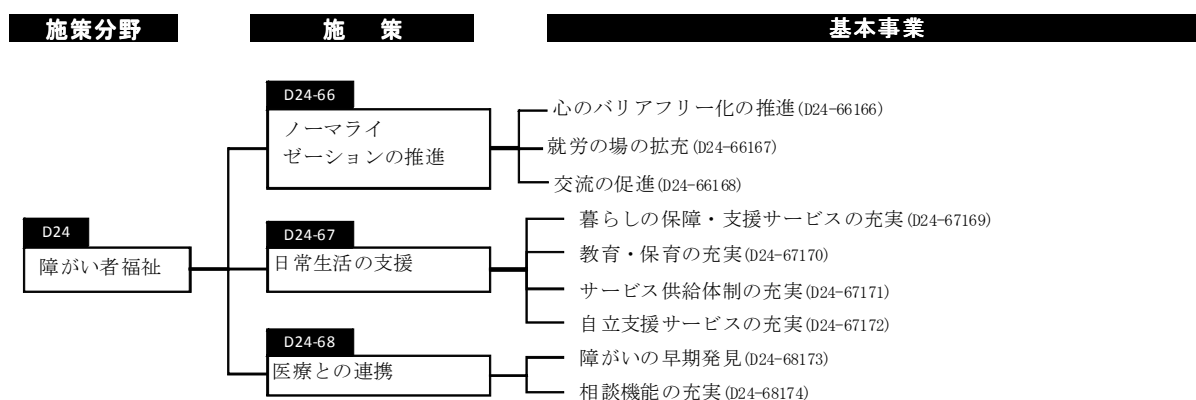
障がいのある人が尊厳を持ち、安心して、希望を持って社会生活が営めるよう、障がいのある人などのニーズを十分に踏まえながらノーマライゼーション*の推進を図るとともに、家族支援を含め、暮らしの保障・支援、教育・保育や障がい福祉サービスなどの充実により、日常生活を支援します。

また、障がいの早期発見と療育*ができる体制整備や相談機能の充実を図ります。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
障害者就労支援センターを通じて就労した人数	16 人	20 人
在宅福祉サービス事業所数	22 か所	26 か所
相談窓口の設置数	2 か所	維持

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
障害者就労支援センター事業の充実	充実	→	→	→	→	
サービス供給体制の充実	充実	→	→	→	→	
相談機能の充実	充実	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 ノーマライゼーション*の推進

(1) 心のバリアフリー化*の推進

- ・ ノーマライゼーション*の理念の浸透を目指し、各種講座などによる啓発活動や学校での福祉教育などを推進します。
- ・ 研修の実施を通して市職員の障がいのある人に対する理解をより一層促進し、全庁的にノーマライゼーション*の理念に沿った施策*を展開します。

(2) 就労の場の拡充

- ・ 障害者就労支援センターが中心となり、ハローワークなどの関係機関と連携し、障がいの

ある人の就労支援及び就労の場の拡大を図ります。

- ・ 福祉共同作業所*のあり方を見直し、在宅の心身障がい者に対する生活指導や作業訓練などの充実に努めます。
- ・ 一般就労の困難な重度障がいのある人の福祉的就労*の場として、障害者福祉センターの生活介護の生産活動事業を充実するとともに、新たな就労の場について検討します。
- ・ 就労の困難な障がいのある人に対する民間通所事業への助成を充実します。また、特別支援学校卒業生などの就労の場を確保するため、関係機関との調整のもとに雇用促進対策などに取り組みます。

(3) 交流の促進

- ・ 障害者福祉センターを地域に開放し、市民との交流を深めます。
- ・ 関係機関と連携して障がいのある人向け講座などの学習事業を充実します。
- ・ 容易に参加できるスポーツ・レクリエーションや交流の機会を拡大します。

2 日常生活の支援

(1) 暮らしの保障・支援サービスの充実

- ・ 障がい者福祉を総合的に推進する中心拠点として、障害者福祉センター事業を充実します。
- ・ 社会的な自立の保障に向け、所得の確保に努めます。
- ・ ホームヘルパーの派遣など在宅福祉サービスを充実し、暮らしの援護を進めます。
- ・ 介護者の病気などにより、介護が一時的に困難な心身障がい者などが短期間入所するショートステイ*事業を充実します。
- ・ 精神障がい者などが専任の世話人による日常的援助を受けながら、地域社会で共同生活を営むグループホーム*の運営・充実に支援します。

(2) 教育・保育の充実

- ・ 機能回復、言語訓練などの実施により、教育の機会均等を推進します。
- ・ 障がい児保育の拡充、幼稚園への受入体制の整備に努めます。

(3) サービス供給体制の充実

- ・ 在宅福祉サービス供給主体の多元化を進め、きめ細かいサービス供給を実現します。
- ・ 人材養成機関と連携し、市民ボランティアなどの人材養成、登録体制を整備します。
- ・ NPO*やボランティアなどの市民グループのネットワーク化を図るなど地域福祉活動を支援します。

(4) 自立支援サービスの充実

- ・ 精神障がい者の社会復帰、自立と社会参加の促進を図るため、精神障害者地域生活支援センターにおける日常的な相談体制を確立し、地域交流活動を推進します。

3 医療との連携

(1) 障がいの早期発見

- ・ 新生児の聴覚検査や訪問相談、乳幼児健康診査を通じ、障がいの早期発見に努めるとともに

に、在宅障がい者への支援体制の充実に努めます。

(2) 相談機能の充実

- ・ 障害者福祉センターや精神障害者地域生活支援センターなどにおける、生活・福祉に関する相談事業を充実します。

5 健康・医療

■ 現況と課題

健康・医療に対する取組を求める声は、従来から強いものでしたが、近年、更に高まっており、市政に関する課題の中でも強いものの1つとなっています。

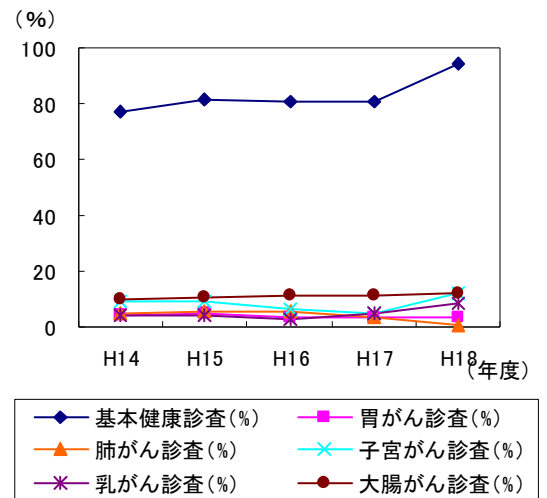
私たち*の住む小金井市では、食育を推進し、各種健康相談や健康診査の充実を図り、疾病の予防・早期発見に努め、平均寿命の長さは全国でもトップクラスとなっています。また、医療については、一部事務組合*の構成団体として昭和病院を支えるとともに、休日・休日準夜診療を実施し、24時間365日の小児救急外来を確保するため、武蔵野赤十字病院に協力しています。また、国民健康保険では、健全な運営に努め、特定健診・保健指導*の推進を図っています。

ライフスタイルの変化に伴い、疾病構造は生活習慣病を中心とするものに変化しており、今後は健康寿命の延伸に向けて、健康増進策を進め、地域医療体制の充実やかかりつけ医・かかりつけ歯科医*の普及などを図るとともに、医療に関する情報提供を充実していくことが課題となっています。国民健康保険では、今後も無保険者が生じないように図ることが必要です。

(単位:人)

年	H15	H16	H17	H18	H19
総数	624	653	700	780	667
順位					
1	悪性新生物 233(37.3%)	悪性新生物 250(38.3%)	悪性新生物 226(32.3%)	悪性新生物 251(32.2%)	悪性新生物 239(35.8%)
2	心疾患 89(14.3%)	心疾患 89(13.6%)	心疾患 107(15.3%)	心疾患 126(16.2%)	心疾患 109(16.3%)
3	脳血管疾患 74(11.9%)	脳血管疾患 70(10.7%)	脳血管疾患 70(10.0%)	脳血管疾患 71(9.1%)	脳血管疾患 54(8.1%)
4	肺炎 46(7.4%)	肺炎 66(10.1%)	肺炎 63(9.0%)	肺炎 69(8.8%)	肺炎 43(6.4%)
5	自殺 23(3.7%)	自殺 19(2.9%)	自殺 25(3.6%)	不慮の事故 23(2.9%)	老衰 22(3.3%)
6	不慮の事故 22(3.5%)	不慮の事故 17(2.6%)	老衰 22(3.1%)	老衰 21(2.7%)	不慮の事故 19(2.8%)

小金井市における年次別主要死因の順位



健康診査受診率の推移

■ 施策の方向性

市民自らが健康の保持と増進を図ることができるよう、健康教育や食育、健康相談などを充実するとともに、健康診査や予防接種などにより、疾病の早期発見と予防に努めます。

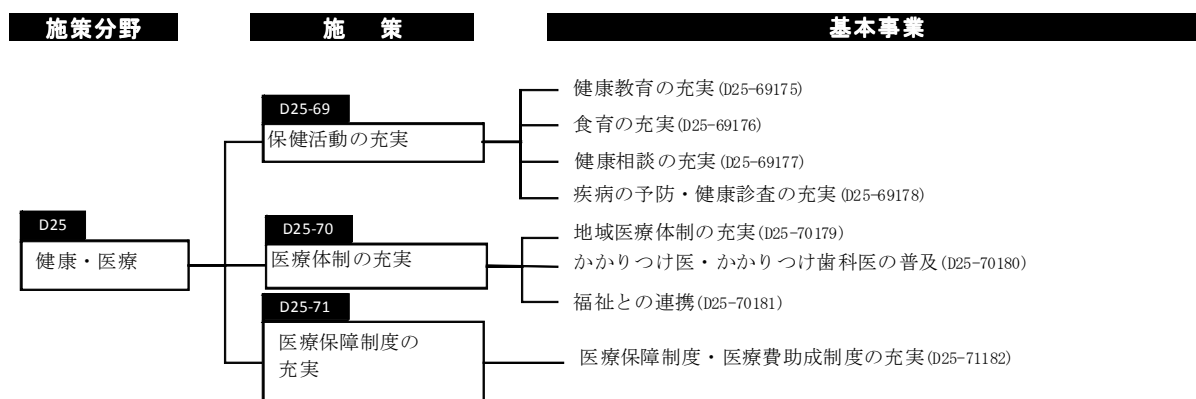
また、医療機関との連携と協力体制の下、地域医療体制及び情報提供の充実やかかりつけ医・かかりつけ歯科医*の普及を進めるとともに、福祉との連携を図り、だれもが安心して暮らせるよう、医療保障制度の拡充に努めます。

■ 成果・活動指標

指標名	現状（平成 20 年）	目標（平成 27 年）
65歳健康寿命*の延伸	男性 81.3 歳 女性 82.7 歳	男性 82.0 歳 女性 83.0 歳
休日・休日準夜診療の実施状況	休日 4 か所 準夜 1 か所※ 1	維持
小児救急外来の実施状況	365 日 24 時間	維持
国民健康保険未加入者など無保険状態の人数	0 人	0 人

※休日歯科応急診療は、休日には 1 か所、準夜には 1 か所実施している。

■ 施策の体系



■ 主な事業

事業名	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	後期
がん検診の充実	充実	→	→	→	→	
休日・休日準夜診療の継続	継続	→	→	→	→	
武蔵野赤十字病院との小児救急外来の協力関係の継続	継続	→	→	→	→	
国民健康保険における資格調査などの推進	推進	→	→	→	→	

■ 主な取組

1 保健活動の充実

(1) 健康教育の充実

- ・ 市民の健康づくりのため、母子保健、生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する事項について正しい知識の普及を図るため、テーマ別の講習会や各種教室を充実します。

(2) 食育の充実

【拡】食育基本法に基づき、食生活や栄養に関する情報の提供を充実させ、健康的な食生活の実践や地域における食育活動など市民自らの意思で行う活動の支援に努めます。

(3) 健康相談の充実

- ・ 市民の健康相談に迅速・的確に対応できるよう保健師、歯科衛生士、管理栄養士などによる相談体制を充実します。
- ・ 子育てや労働などの様々な原因による心の病への対策として、相談事業などを充実します。

(4) 疾病の予防・健康診査の充実

- ・ 乳幼児から高齢者まで、各年齢層に応じた疾病の予防・早期発見の機会の提供として、各種検診・健康診査を充実します。
- ・ 生活習慣病の予防のため、特定健診・保健指導*を充実します。
- ・ 母子の健康の保持及び増進を図るため、健康診査などを通して母子保健事業の向上に努めます。
- ・ 医師会などと連携し、年間を通じて、いつでも予防接種を受けられるよう体制の充実を図ります。
- ・ 歯と口腔の健康のため、乳幼児期からの歯の健康を保つための支援を行うとともに、80歳で20本以上の自分の歯を有する市民の増加を目指します。(8020運動)

2 医療体制の充実

(1) 地域医療体制の充実

- ・ 疾病の早期発見から健康増進まで、各年齢層に応じた保健サービスの実施拠点となる保健福祉総合センターの設置を検討します。
- ・ 地域の医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の協力を得ながら、小児救急体制を含めた救急医療体制、休日診療・休日準夜診療体制を維持し、医療機関の情報提供などを充実します。

(2) かかりつけ医・かかりつけ歯科医*の普及

- ・ 医療機関との連携・協力の下、各種の保健・医療サービスを身近な所で提供する、かかりつけ医・かかりつけ歯科医*の普及を図ります。

(3) 福祉との連携

- ・ 保健・医療と福祉を統合化したサービスを提供できるシステムの整備を図ります。

3 医療保障制度の充実

(1) 医療保障制度・医療費助成制度の充実

- ・ 被保険者である市民の健康増進を図り、保険税・保険料の徴収率向上などの財源確保に努め、国民健康保険及び高齢者の医療制度の健全な運営を推進します。
- ・ 社会的・経済的条件にかかわらず、すべての市民が地域の中で、安心して医療を受けることができるよう、国や東京都に対し要望します。